

加入員・受給者・受給待期者の皆様へ

厚生年金基金解散のお知らせ

当基金の解散が厚生労働大臣より
平成28年7月20日付で認可されました

日ごろより、当基金事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成26年3月開催の代議員会にて解散方針決議を行って以来、説明会開催や、解散同意書の提出など、皆様には多大なるご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

その結果、事業主の皆様におかれましては79.9%、加入員の皆様におかれましては84%、労働組合におかれましては100%の「解散のご同意」をいただきました。これを受けて、平成28年5月24日開催の代議員会で東京織物厚生年金基金の解散を議決し、厚生労働大臣あて認可申請書を提出したところ、平成28年7月20日付で解散が認可されました。

昭和42年4月1日の設立以来、49年4カ月の間、退職年金や一時金の給付等を通じて加入員の皆様の福利厚生の上昇に貢献してまいりましたが、このたびその使命を終えることになりました。

今後当基金は、清算法人となって残余財産の分配という大きな仕事が待ち構えております。清算終了まで約1年から2年の間、役職員一同引き続き職務に精勤する所存でございますので、引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様のますますのご健勝を祈念申し上げ、基金解散のご挨拶とさせていただきます。

平成28年8月

東京織物厚生年金基金

代表清算人 奥田 彰

東京織物厚生年金基金

基金の解散認可後のスケジュールについて

東京織物厚生年金基金は、平成28年7月20日付で厚生労働大臣より基金の解散認可を取得しました。今後は最低責任準備金の国への返還及び残余財産分配金手続きの遂行等を経て、平成30年9月前後の清算結了を予定しております。清算結了までの今後のスケジュール等はだまかに以下の通りです。

1 基金解散を周知

今回の「お知らせ」で基金解散を、加入員・年金受給権者・受給待期者の皆様にお知らせします。

2 未払年金の整理

解散認可日(平成28年7月20日)前に基金の年金受給権を取得しているにもかかわらず、未請求者となっている方に案内文書を送付して、年金請求を督促します。

3 最低責任準備金の事前納付

当基金は、平成28年4月21日付で最低責任準備金(概算額)のうち、一部金額を前納していますが、残額についても最低責任準備金の金額確定前に国に事前納付します。年金資産については、既に現金化して短期資金として保有していますが、日銀のマイナス金利政策の影響を受けることになり、マイナス金利負担の影響をなるべく小さくするために解散認可された基金は、速やかに国に最低責任準備金を納付することになりました。

4 国へ返還する最低責任準備金の確定

基金の解散認可申請後の記録突合を実施します。不一致記録については調査及び補正を行い、完了後に解散認可時点の最低責任準備金を算出します。

5 財産目録の承認申請(平成29年10月頃以降が目標)

前記の事務手続きがおおよそ完了した時点で、厚生労働省に清算基金の財産目録の承認申請を行います。

6 関東信越厚生局の实地監査

財産目録の承認申請に伴い、関東信越厚生局の实地監査を受けます。

7 最低責任準備金の精算、残余財産の分配・交付・移換(平成30年6月頃を予定)

概算で納付した最低責任準備金を精算します。最低責任準備金の概算額と確定額において、過不足があれば還付または追加納付します。最低責任準備金を国に返還し、残余財産が生じる場合は皆様に分配します。または、各事業所からの申出に基づき、後継制度に交付(もしくは移換)します。

8 清算結了(平成30年9月前後が目標)

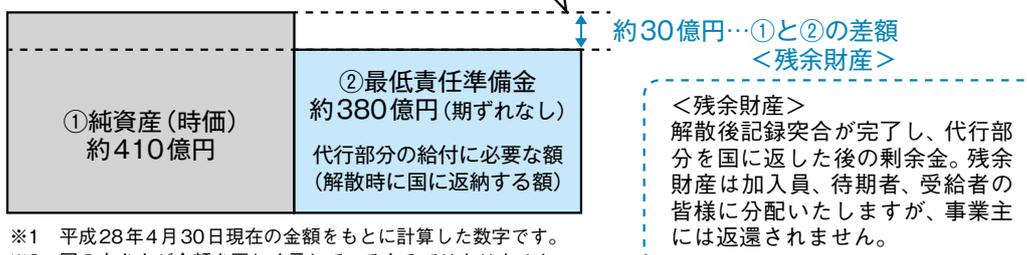
清算基金の決算報告書を厚生労働省に提出(承認申請)します。厚生労働省の承認を受け、清算結了となります。国へ書類を引継いで、清算基金の事務所を閉鎖します。

※国に返却する最低責任準備金額の確定時期等により変動する可能性もあります。

■当基金の財政見通しについて

当基金は、代行債務(=最低責任準備金)の返済に必要な額を確保したうえで、下図のとおり残余財産が発生する見込みです。

実際の残余財産は、記録整理が完了し、最低責任準備金が確定したうえで決定となります。確定額ではありません。



※1 平成28年4月30日現在の金額をもとに計算した数字です。
※2 図の大きさが金額を正しく示しているものではありません。

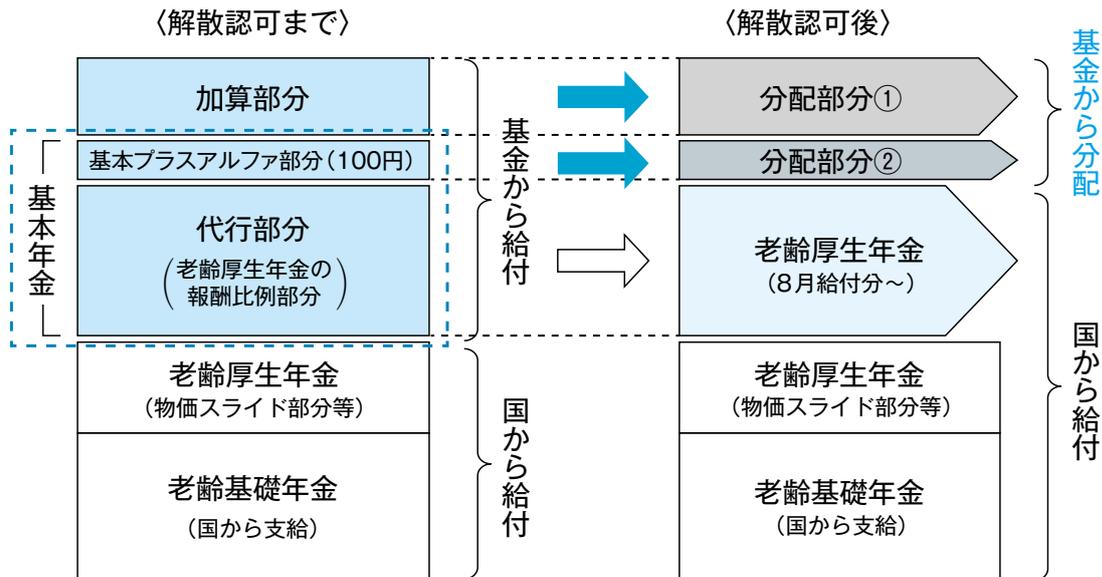
加入員及び年金受給待期者の皆様へ《当基金解散に伴うご留意事項》

1. 将来の年金受給について

当基金よりお支払いする予定であった基金加入期間分(当基金が国の老齢厚生年金を代行給付していた部分)に相当する年金は、厚生年金保険法の定めにより国(日本年金機構)に引き継がれます。将来、老齢厚生年金の「報酬比例部分」として国から支給されます。

当基金の独自給付である加算部分と基本プラスアルファ部分は、解散に伴って終了し、給付は消滅します。最低責任準備金を国に返還した後の残余財産については、東京織物厚生年金基金規約に基づいて分配・交付・移換することにより、清算します。

【解散認可後の給付と分配金の対応等】



※上図はイメージであり、大きさが金額を正しく示しているものではありません。

2. 住所等を変更の際にはご連絡をお願いします

●加入員の皆様の住所情報提供のお願い

解散認可日(平成28年7月20日)における加入員の皆様(年金受給中の方を含む。以下同じ)は、残余財産の分配対象者となります。分配金額の確定は平成30年1月頃を予定しておりますが、その際、当該対象者あてに分配金額の通知、受取方法のご照会等の必要があることから、基金では該当加入員の方の住所情報を把握しておく必要があります。ついては、該当加入員の方の住所情報を所定の様式にて事業主様から基金事務局あてにご提出ください。所定の様式は、事業主様あてお送りしますが当基金ホームページからもダウンロードできます。

●解散認可後も残余財産の分配が完了するまでご提出いただく届出

解散認可日において加入員であった方が退職されたときには、残余財産の分配に関するお知らせ等を行うために、当基金でその退職者のご連絡先(住所)を把握しておく必要があります。したがって、解散認可後に退職された方で、氏名・住所が変更となった場合は、変更届を所定の様式にて事業主様または本人様より当基金あてにご提出ください。所定の様式は、基金事務局にご請求いただくか、当基金ホームページからダウンロードできます。

●解散認可日において年金受給待期者であった方へ

解散認可日において年金受給待期者(年金の受給資格期間を有し退職していたが、年金支給開始年齢に達していないため年金の受給を待期していた方)であった方の住所は基金で把握していますが、氏名・住所が変更となった場合は、残余財産の分配に関するお知らせ等が届かなくなりますので、変更届を所定の様式にて本人様より当基金あてにご提出ください。所定の様式は、基金事務局にご請求いただくか、当基金ホームページからダウンロードできます。

年金受給者の皆様へ《当基金解散に伴うご留意事項》

1. 基金の解散認可後の年金受給について

(1) 代行部分の年金額について

- 基金の年金(代行部分+上乘せ部分)のうち代行部分の年金が国に引き継がれます。
- 基本的には、代行部分の年金額は、基金解散の前後で変わることはありません。
ただし、基金解散後は、国の老齢厚生年金と併せて支給されます。

※「代行部分」の金額は平成28年10月に日本年金機構から送付される「お知らせ」にてご確認ください。

※「上乘せ部分」につきましては、残余財産が発生した場合に分配金の計算対象となります。

(2) 代行年金の支給日について

- 当基金の年金振込日は偶数月の1日(支払回数は年金額に応じて1~6回払い)ですが、国からの年金振込日は偶数月の15日(金融機関の休日の場合は前営業日)となります。また、国からの年金は、年金額によらず、年6回偶数月に前2ヶ月分が支給されます。

(3) 当基金からの最終の支払について

- 当基金からの年金のお支払は平成28年7月分の給付で終了いたしますが、これに伴い平成28年7月以前の月分でまだ支給していない分を最終給付として次のように支給いたします。

○年6回払いの方は、平成28年6月、7月分を平成28年8月1日に支給。

○年3回、年2回払いの方は、平成28年6月、7月分を平成28年9月中に支給。

○年1回払いの方は、平成28年2月~7月分を平成28年9月中に支給。

(注1)当基金に加入中のため年金給付が全額停止されている方には、最終給付は行われません。

(注2)「現況届」を提出していないため、年金支給が差し止められている方には、支払ができません。該当される方は、至急「現況届」を当基金に提出してください。

(注3)当基金の裁定手続を行って間もない方については、最終給付の内容及び最終支払日が上記と異なる場合がございます。

(注4)基金事務局の事務手続きの関係で遅延する場合もございますので、予めご了承ください。

(4) 代行部分を引き継ぐ国の初回支払について

- 基金解散後は国から支給されますが、初回支払は平成28年8、9月の2ヶ月分が、平成28年10月14日(以降、年6回偶数月)に国の老齢厚生年金と併せて支給されます。

※国の代行部分の返上事務の状況により、振込が遅延する可能性もありますが、次の支払の際に遡ってまとめてお支払いされますので、予めご了承ください。

2. 国の老齢厚生年金と同じ取り扱いとなります

解散認可を受けますと、当基金の代行部分の年金は、国の老齢厚生年金として支給されます。従いまして、国の老齢厚生年金の取り扱いルールにより支給されるため、次のような場合に年金の支給が一部停止、または全額停止されることがあります。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ① 60歳以降も厚生年金に加入し就労している場合 | ⑤ 遺族厚生年金を受給中の場合 |
| ② 65歳以降も厚生年金に加入し就労している場合 | ⑥ 障害厚生年金を受給中の場合 |
| ③ 高年齢雇用継続給付を受給中の場合 | ⑦ 公的年金の受給資格に満たない場合 |
| ④ 失業給付を受給中の場合 | |

3. 住所等を変更の際にはご連絡をお願いします

年金受給者の方の氏名・住所が変更となった場合は、残余財産の分配に関するお知らせ等が届かなくなりますので、変更届を所定の様式にて本人様より当基金あてにご提出ください。所定の様式は、基金事務局にご請求いただくか、当基金ホームページからダウンロードできます。